

# 平成 27 年 3 月 議会

## 危険な空き家の解体に空家対策特別措置法を

東北の震災から 4 年がすぎました。

しかし、東北の震災地では、未だに 20 万人以上の方が避難生活を送っているようで復興したとは言いがたい状態です。

震災で壊れた空き家を取り壊せないのも復興を遅らせる要因の一つです。また、被災地とは別に、利用する見込みが無いのに固定資産税が更地に比べ 6 分の 1 になるために、空き家を放置している場合もあります。

危ない空き家を特定空き家と言うそうですが、飛島村において、特定空き家はあるのか。住民から取り壊してほしいと要望が出ている空き家はあるのか。それに、この法律を適用出来ないか。お尋ねします。

答弁者 村長

### 空き家等利活用を検討します

現在、村内における空き家の件数は、集落排水利用状況、高齢者福祉、介護保険各事業等で把握をしている件数は 16 件ですが、その中で特定空き家に該当すると思われる空き家は、昨年 11 月公布の「空家等対策の推進に関する特別措置法」にかかる特定空き家の詳細なガイドラインが示されていないことから現段階での調査は行われておらず不明です。

また、住民から取り壊し要望の出されている建物は、現在、村管理の堤塘敷内に 2 棟で、村はこの 2 棟について、建物の取壊し及び占用地の明け渡しについて、法的手続きを進めています。

今後、本法律の詳細なガイドラインが示されたところで種々検討します。